宇部市森林整備計画書

計画期間（自　令和　２年４月　１日　至　令和１２年３月３１日）

山口県宇部市

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1　森林整備の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　森林整備の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　森林施業の合理化に関する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
Ⅱ 森林整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） ・・・・・・・・・・・・・・ 4
1　樹種別の立木の標準伐期齢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第２　造林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1　人工造林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2　天然更新に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 ・ 7
5　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び
保育の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2　保育の種類別の標準的な方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 ・・・・・・・・・・・・ 9
2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び
当該区域内における施業の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ 11
1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 ・・・・・・・・・・・ 11
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 ・・・・・・ 11
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4　森林経営管理制度の活用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
5　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
1　森林施業の共同化の促進に関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・ 12
1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ・・・ 12
2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ 13
3　作業路網の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第８　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・ 14
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 15
Ⅲ　森林の保護に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
第１　鳥獣害の防止に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 ・・・・・・・・・・・・ 16
２　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 ・・・・・・・ 16
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
３　林野火災の予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・ 17
５　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
１　森林経営計画の作成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
２　生活環境の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
４　森林の総合利用の推進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
５　住民参加による森林の整備に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
６　森林経営管理制度の活用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
７　その他必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

別表１　公益的機能別施業森林の区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
別表２　施業の方法別の公益的機能別施業森林の区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

付属参考資料

１ 人口及び就業構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資1
（１） 年齢層別人口動態
２ 土地利用 ・・・ 資2
３ 森林転用面積 ・・ 資3
４ 森林資源の現況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資4
（１）保有形態別森林面積
（２）不在（市町）者の森林所有面積
（３）民有林の齢級別面積
（４）保有山林面積規模別林家数
（５）林道の状況
５ 市町村における林業の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資6
（１）産業別総生産額
（２）製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額
６ 林業関係の就業状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資7
７ 林業機械等設置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資8
８ 林産物の生産概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資9

付属図面

宇部市森林計画概要図①②（１／２５，０００）

Ⅰ．伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は山口県の南西部に位置し、山林は中部から北部にかけて分布し、農地は北部、中部、南部の西及び東地域に及び、主に厚東川及び有帆川流域に水田を主体に分布している。また水面としては、厚東川、有帆川、真締川を中心に中小河川が各地に分布し、湖沼として代表されるものでは、北部に小野湖、南部に常盤湖が分布している。

本市の総面積は２８，６６５ha であり、森林面積は１４，９０９ha で総面積の５２％を占め、全てが民有林である。本市の森林は、霜降山を代表とする市民の憩いの場である自然公園的な森林や、荒滝山を代表とする本市の重要な水源かん養機能を備えた森林、これ以外の森林については林業生産活動が実施されるべき人工林帯、マツ枯れが進行し荒廃した天然性広葉樹の樹林帯などの林分構成となっている。

本市の森林面積１４，９０９ha のうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は３，０６１ha であるが、人工林率は２０．５％と県平均（４３％）を下まわる。さらに、そのうち保育・間伐等の森林整備が必要な３５年生以下の若い林分が３７１ha で人工林の１２．１％を占めており、今後も適正な森林整備を実施していくことが必要である。

次に、今後の本市の森林整備については、林業振興のみならず、水土保全、環境保護等森林に求められている機能は多いことから、以下のような課題がある。

北部は、昔からスギ・ヒノキの造林が行われており、齢級構成も他の地区と比べて高く伐期を迎える林分も多数存することから、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的な伐採を推進すること、又水源かん養及び山地災害防止等の水土保全の機能を高度に発揮させる必要性の観点から長伐期施業に向けた森林整備を図ることが必要である。

中・南部は、広葉樹が生育する樹林帯であるが、近年、本市の郊外住宅地及び、土砂採取地として土地の開発が進んでいるものの、市街地周辺における貴重な森林については、里山整備等による環境整備を進め、特に霜降山周辺は、市民の憩いの場としての機能が高いので、森林地域を保護しつつ広葉樹の植栽や遊歩道の管理等、林内の整備を行う必要がある。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能	木材の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の機能	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林を生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

山口流域林業活性化協議会の基本方針のもと、県、市、森林所有者、森林組合等の間で相互連携を密にし、森林施業の共同化、林業後継者の育成、機械化の促進及び林産物の流通・加工体制の整備等の林業諸施策に総合的かつ計画的に取り組むものとする。

また、小規模零細な森林所有状況から森林施業の合理化が進まない現状を踏まえ、林業経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者から森林組合等への長期の施業等の委託を推進するとともに、路網整備関係者間の合意形成を進め、森林作業道の開設を推進するなど、施業集約化による森林施業の合理化に努めることとする。

Ⅱ．森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地　　域	樹　　種					
	ス　ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹	クヌギ
内海沿岸	４０	４５	３０	４５	２０	１０

注１）　標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐、又は択伐によるものとする。

なお、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。

また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持並びに渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

区分	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採区域のモザイク的配置に配慮し、１箇所当たりの伐採面積は、おおむね２０ha以下（ただし、伐採箇所の面積の限度が指定されている保安林等の制限林にあっては、その制限の範囲）とする。 また、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。 伐採の時期については標準伐期齢以上を目安とし、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に応じて行うものとする。なお、高齢級の森林が増加すること等を踏まえ、公益的機能発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとする。 また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な立木等の保残にも努めることとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）とする。 なお、択伐に当たっては、天然下種更新及び樹下植栽が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の維持増進が図られる林分構造に誘導することを目標に、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

３　その他必要な事項

伐採時に発生する枝条等の林地残材は、森林バイオマス等としての利用の推進に努めるものとする。

なお、林地残材を搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとする。

伐採後の的確な更新を図るため、木材の搬出に当たっては、適切な搬出方法を選択し、土砂の崩壊又は流出の防止に努めるものとする。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、更新に当たっては、花粉症対策に資する苗木の植栽により、花粉の少ない森林への転換を図るとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則として、木材の利用状況等を勘案するとともに、郷土樹種や広葉樹も考慮して定めるものとする。

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等

注）　上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ｈａ）	備考
ス　ギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000	
マツ類	中仕立て	4,000	
広葉樹	中仕立て	3,000	

注１）　複層林施業における植栽にあっては、1ha 当たり 1,000 本以上を基礎として上層木の残存本数を考慮して定めるものとする。

注２）　上記に定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

注３）　効率的な施業の観点から、技術的合理性に基づくものについては、現地の状況に応じ、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、ha 当たり 1,000 本以上とすることとする。

イ　その他人工造林の方法

区分	標準的な方法

地拵えの方法	地拵えは、棚積み地拵えを基本とし、伐採木及び枝条等が植栽木の生育及び下刈作業に支障とならない方法で行うものとする。 また、林地の保全及び乾燥を避けるため尾根筋や沢筋では植栽木の生育に支障のない限り、造林地内に広葉樹類を残すものとする。
植付けの方法	植穴は、直径 30 ㎝以上、深さ 30 ㎝以上とし、植穴の中に落ち葉やゴミなどを入れないように注意し、植付後は苗木の周りを十分に踏み固めるとともに、落葉類で被覆し、乾燥を防ぐものとする。
植栽の時期	苗木の生理的条件及び気象条件を考慮し、春植えでは 2～4 月、秋植えでは 10～11 月に行うものとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、人工造林を行うものにあっては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に更新するものとする。

２　天然更新に関する事項

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ、ヤマグワ、カラスザンショウ等の広葉樹
	ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を次のとおり定める。

樹　　種	期待成立本数
針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ、ヤマグワ、カラスザンショウ等の広葉樹	10,000（本／ｈａ） （左記の樹種が混在して成立した状態の本数として定める）

なお、天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種のうち草本類の背丈を超えたものが期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上となるよう更新すべきものとする。

天然更新すべき立木の本数　＝　10,000（本/ha）　×　3/10

＝　3,000（本/ha）

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新を行う場合は、保存すべき母樹の選定に当たり、林床の状況、母樹の配置状況等に配慮するものとし、ササや粗腐植の堆積等により天然稚樹の発生が阻害されている箇所では、かき起こし、枝条処理

	等を行うこととする。
刈出し	ササ、シダ類などの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹やぼう芽の発生・生育状況等から十分な更新が確保できない箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合は、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を考慮して、必要に応じて芽かき（ぼう芽整理）を行うものとする。なお、ぼう芽の仕立て本数は１株当たり３本を標準とし、成長見込みのある伸びの良いものを残し他は切り除くこととする。

ウ　その他天然更新の方法

天然更新状況の確認は、当該伐採の後、一定期間を経過した時期（当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内）に行うこととし、天然更新すべき立木の本数（3,000（本/ha））以上の更新が確認されたことをもって更新完了とする。

なお、確認を行った結果、天然更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林の実施により、確実に更新を図ることとする。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新を行うものにあっては、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、必要に応じて天然更新補助作業を実施し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積（ha）	備考
該当なし		

４　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

1 の（1）による。

イ　天然更新の場合

2 の（1）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数

伐採跡地（植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を除く）における植栽本数の基準として定める天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得ると想定される最大の立木の本数は、2 の（2）アに定める「天然更新の対象樹種の期待成立本数」に準じて、10,000（本／ha）とする。

なお、伐採跡地においては、草本類の背丈を超えたものが当該本数に 10 分の 3 を乗じた本数（3,000 本／ha）以上となるよう更新すべきものとする。

５　その他必要な事項

該当なし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数（本／ｈａ）	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法	備考
			初回	２回目	３回目	４回目	５回目		
スギ	中仕立て（一般材）	3,000	13～16	17～21	22～30			1 **間伐率**：現に樹冠疎密度が10分の8以上の森林について、間伐を実施したとしても、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において、間伐材積率35%以内で行うこととする。 2 **間伐木の選定**：林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。 3 **間伐実施時期の間隔**： 標準伐期齢未満　15 年 標準伐期齢以上　25 年 4 **その他**：森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。	
	（大径材）	3,000	13～16	17～21	22～30	32～55	60～70		
ヒノキ	中仕立て（一般材）	3,000	19～24	22～32					
	（大径材）	3,000	19～24	22～32	25～48	40～65	58～80		

２　保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	20		
下刈り	スギ ヒノキ その他	1	1	1	1	1	1	1												1 **対象林分**：周辺の雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分 2 **実施時期**：6月～9月 3 **回数**：通常年1回、雑草木の繁茂が著しい場合は年2回、全刈り又は筋刈り、坪刈りとする。 4 **その他**：時期を逸した作業は、かえって寒風害等造林木に支障を及ぼす危険があるので留意すること。	
	ケヤキ	1	1	1	1		1		1												
つる切り	スギ ヒノキ その他								1	1		1			1					1 **対象林分**：下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類が発生している林分 2 **実施時期**：6月～9月 3 **方法**：通常、除伐作業と平行して行うが、つる類の発生が著しい箇所においては、必要の都度行うこと。	
	ケヤキ				1	1	1	1	1												
除伐	スギ ヒノキ その他										1				1					1 **対象林分**：下刈り終了後、間伐を行うまでの間に、造林目的以外の樹種及び形質不良な目的樹種で、他の造林木の生育助長のため除去する林木の混在する林分 2 **実施時期**：6月～9月 3 **回数**：1～2 回とし、急激な疎開は避けること。	
	ケヤキ										1	1	1	1	1	1					
枝打ち	スギ							①			1			1				1		1 **対象林分**：節を少なく、また小さくして、無節材、小節材等の優良材生産を目的とする林分 2 **実施時期**：10月～3月下旬（厳寒期を避ける） 3 **その他**：枝打ち開始時の枝下径、枝打ち後の枝下径、枝下高、枝打ち回数は個々の経営目標に沿ったものとする。 ①：初回枝打ち前において、幼齢木のすそ部の枝を除去する「ひも打ち」については、必要に応じ適宜実施する。	
	ヒノキ					①			1			1			1			1			
	ケヤキ											1	1	1							

３　その他必要な事項

該当なし

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

ア　区域の設定

公益的機能別施業森林の区域については、次表の基準で設定することとし、別表１に定める。

区域名	対象森林
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）	下記のいずれかに該当する森林において設定する。 ① 水源かん養保安林、干害防備保安林 ② ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、渓流等の周辺に存する森林 ③ 水源涵養機能の評価区分が高い森林　等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）	下記のいずれかに該当する森林において設定する。 ① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林 ② 砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ③ 山地災害防止機能の評価区分が高い森林　等
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）	下記のいずれかに該当する森林において設定する。 ① 飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防火保安林 ② 市民の日常生活に密接な関わりを持ち、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ③ 生活環境保全機能の評価区分が高い森林　等
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）	下記のいずれかに該当する森林において設定する。 ① 保健保安林、風致保安林 ② 都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林及び原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に生物多様性機能の発揮が求められる森林 ③ 保健文化機能の評価区分が高い森林　等

イ　施業の方法

アで区域の設定を行った公益的機能別施業森林における森林施業の方法については、次表の基準で設定することとし、森林の区域については別表２に定める。

<table>
<tr><th>区域名</th><th>森林施業の方法</th></tr>
<tr><td>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）</td><td>当該区域においては、伐期の間隔を拡大するとともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小を図ることとする。
なお、当該区域内の森林における伐期齢の下限を次のとおり定める。
森林の伐期齢の下限
<table>
<tr><th rowspan="2">地域</th><th colspan="6">樹種</th></tr>
<tr><th>ス　ギ</th><th>ヒノキ</th><th>マツ類</th><th>その他針葉樹</th><th>その他広葉樹</th><th>クヌギ</th></tr>
<tr><td>内海沿岸</td><td>５０</td><td>５５</td><td>４０</td><td>５５</td><td>３０</td><td>２０</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）</td><td rowspan="3">① これらの区域においては、複層林施業を行うこととする。
② なお、特にこれらの公益的機能の発揮を図るべき森林については択伐による複層林施業を行うこととする。
③ ただし、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が可能と見込まれるものにあっては、長伐期施業（標準伐期齢の概ね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）により皆伐を行うことも可能とする。
長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限
<table>
<tr><th rowspan="2">地域</th><th colspan="6">樹種</th></tr>
<tr><th>ス　ギ</th><th>ヒノキ</th><th>マツ類</th><th>その他針葉樹</th><th>その他広葉樹</th><th>クヌギ</th></tr>
<tr><td>内海沿岸</td><td>６４</td><td>７２</td><td>４８</td><td>７２</td><td>３２</td><td>１６</td></tr>
</table>
なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合には、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。</td></tr>
<tr><td>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）</td></tr>
<tr><td>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）</td></tr>
</table>

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

ア　区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、次表の基準で設定することとし、別表１に定める。

区域名	対象森林
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）	下記いずれかに該当する森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について設定する。 ① 木材生産に適した森林、林道等開設状況等から効率的な施業が可能な森林 ② 木材生産機能の評価区分が高い森林 ③ 経営管理実施権の設定が見込まれる森林

イ　施業の方法

アで区域の設定を行った木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における森林施業の方法については、次表の基準によることとする。

区域名	森林施業の方法
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）	生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに適切な造林、保育及び間伐等を実施する。 また、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

３　その他必要な事項

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有状況が小規模零細な中、長期的視点に立った適正かつ効率的な森林施業等の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るため、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進することとする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するに当たっては、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけを行うとともに、長期の施業の受委託などにより施業集約化に取り組む森林組合等に対する情報提供、助言・あっせん等を行う。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託契約の締結に当たっては、立木の育成権の委任の程度等について委託者と受託者が十分に協議し、齟齬が生じることのないよう留意すること。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、

優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

5　その他必要な事項

該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林は小規模分散型の所有形態からなり、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、森林施業実施に対する意欲が減退している現状にある。

このような中、計画的・効率的な森林施業の実施により適切な森林整備を推進するため、森林施業の共同化を促進することとする。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合との連携による普及啓発活動等を通じて、不在村森林所有者を含めた森林所有者等の合意形成を図り、間伐をはじめとする森林施業、森林作業道の維持運営、境界の管理等の共同化を促進することとする。

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（１）森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により各年度当初等に年次別に詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で、又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

（２）作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。

（３）共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の作成者が果たすべき責務を等を明らかにすること。

（４）共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4　その他必要な事項

該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分及び搬出方法に応じた路網密度の水準の目安を次表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用されるものであって、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度（ｍ／ｈａ）		
		基幹路網	細部路網	合　計
緩傾斜地（0～15°）	車両系作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地（15～30°）	車両系作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系作業システム	25 以上	－	25 以上
急傾斜地（30～35°）	車両系作業システム	15 以上	45 以上	60 以上

	架線系作業システム	15 以上	－	15 以上
急峻地（35°～　）	架線系作業システム	5 以上	－	5 以上

注１）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム

注２）「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム

また、地形傾斜に応じた搬出方法及び路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムについては次表のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離（m）		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ集　材	枝払い玉切り	運搬
緩傾斜地（0～15°）	車両系	150～200	30～75	ﾊｰﾍﾞｽﾀ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞﾄﾗｯｸ
中傾斜地（15～30°）	車両系	200～300	40～100	ﾊｰﾍﾞｽﾀ ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｲﾝﾁ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞﾄﾗｯｸ
	架線系		100～300	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞﾄﾗｯｸ
急傾斜地（30～35°）	車両系	300～500	50～125	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ ｳｲﾝﾁ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞﾄﾗｯｸ
	架線系		150～500	ﾁｪｰﾝｿｰ	ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾌｫﾜｰﾀﾞﾄﾗｯｸ
急峻地（35°～　）	架線系	500～1500	500～1500	ﾁｪｰﾝｿｰ	ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ	ﾌﾟﾛｾｯｻ	ﾄﾗｯｸ

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を、地形・地質・森林の有する機能等を踏まえ、次表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積（ha）	開設予定路線	開設予定延長（m）	対図番号	備考
該当なし					

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、山口県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日制定）に則り開設するものとする。

イ　基幹路網の整備計画

該当なし

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理に当たっては、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成

して適切に管理するものとする。

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、山口県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日制定）に則り開設するものとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

細部路網の維持管理に当たっては、山口県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日制定）等に基づき適切に管理するものとする。

４　その他必要な事項

該当なし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）林業に従事する者の養成及び確保の方針

地域内就業者の動向をみると、林業就労者の減少・高齢化は著しく、林業の担い手は減少しつつある。森林組合作業班についても同様な傾向にあるため、労働条件の改善及び労働環境の整備を進めることにより、労働者が安心して林業に従事し地元に定住できるように林業従事者の育成確保対策を推進する。

また、林業事業体である森林組合については、安定した事業量の確保等による経営基盤の強化を図ることにより、林業就労者の雇用の安定化を図る。

（２）林業就業者及び林業後継者の育成方策

ア　林業就業者の育成

森林組合の就労条件の改善や林業従事者の技術向上のため、研修等への参加を呼びかけ労働者の育成・確保を図る。

イ　林業後継者等の育成

森林施業に係る補助制度を今後も継続することにより、林業の活性化及び林家への林業経営意欲の啓発に努める。

森林組合等による森林・林業に関する各種イベント等を通じて農林業、農山村への理解向上を図るとともに、Ｕターン予定者に対する情報の提供、新規就労者に対する研修の充実、指導の強化を図る。

林業研究グループに対しては、必要な情報を提供するとともに林業経営意欲のある新規会員の確保や研修等への参加を呼びかけ組織の充実・活性化を図る。

（３）林業事業体の経営体質強化方策

本市の林業の中心的な担い手である森林組合については、森林所有者等による施業の共同委託化を進めることによる計画的な受注体制の整備や経営の多角化を通じた事業量の拡大を図る。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）林業機械の導入の促進方針

林業就労者の減少及び高齢化傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには、林業の機械化は必要不可欠であることから、生産性の向上、労働の軽減及び生産コストの軽減を図るために、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械を導入するものとする。

（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現　　状（参　考）	将　　来
伐　　倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造　　材		チェーンソー	プロセッサ ハーベスタ チェーンソー
集　　材		グラップル フォワーダ 林内作業車 集材機	グラップル フォワーダ スイングヤーダ 集材機
造林・保育等	地ごしらえ	チェーンソー・刈払機	チェーンソー・刈払機
	下　　刈	人力・刈払機	刈払機

（3）林業機械化の促進方策

森林組合を中心として高性能機械を導入し、林業機械の共同利用体制を整え、操作技術の技能養成については、各種研修会等への積極的な参加を呼びかける。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産・流通・加工については森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模・分散的であるため､これらのコスト低減が重要な課題である。

このため、間伐を中心に伐採の計画的実行により、安定した供給の確保を図るとともに間伐材の利用に努めることとする。

特用林産物のシイタケについては、北部において生産が行われているが、小規模な個人経営であり生産量は減少傾向にあるため、JA と連携して販路の拡大に努め生産・販売の振興を図ることとする。

また、特用林産物のタケノコについては、本市が北部地域で採れるタケノコのブランド化に取組んでおり、今後、課題である生産量の増加を図るため、竹林整備の推進、新たな担い手の確保・育成や生産者・林業関係者・加工流通関係者での連携ネットワークづくりなどに努めることとする。

これらのことを前提とした林産物の生産・流通・加工・販売施設等の整備計画は、次に示すとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現　状（参考）			計　画			
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材加工施設	藤　曲	14,000 ㎡	△1	該当なし			
〃	川　上	6,750 ㎡	△2				
〃	東岐波	4,000 ㎡	△3				

〃	妻崎開作	6,000 ㎡	△4				
タケノコ加工場	東吉部	450 ㎡	△5				

Ⅲ．森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	1011～1169、2001～2119 【参考】林班数：278	12,947.23

（２）鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、森林の巡視等

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら、被害防止効果の発揮を図るよう努める。また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。なお、被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査･巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防にあたっては、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

本市の松くい虫被害については、被害実態の的確な把握とともに、被害状況に応じた適切な措置を講ずることとし、守るべきエリアを限定して樹幹注入を集中的かつ効果的に実施する。

なお、森林病害虫等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、森林所有者等に対して伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

松林区分毎の面積等　　単位：ha

区分		松林区分	面積	防除方法
対策対象松林	保全すべき松林	高度公益機能森林	4.39	樹幹注入
		地区保全森林	3.66	樹幹注入
	周辺松林	被害拡大防止森林	－	
		地区被害防止森林	－	
	計		8.05	

（２）その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者等に対して森林病害虫に関する情報提供を行うとともに、県、森林組合等と連携のもと、的確な被害状況の把握に努めることとする。

また、市及び森林組合を中心として、森林病害虫防除の円滑な実行を確保する。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、広域的な防除措置を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

３　林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視、森林利用者の防火意識の向上に努める。また、防火線、防火樹帯等の整備を推進するとともに防災施設として林道等の活用を図る

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、森林法第２１条及び宇部市火入れに関する条例に基づいて行うこととする。

５　その他必要な事項

森林所有者等は、巡視等により森林災害の早期発見に努め、適宜必要な応急措置（通報等）を講ずるものとする。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

（１）　森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

（２）　森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林　班	区域面積（ha）
吉見	1011～1036　【参考】林班数：26	1,329.10
小野西	1037～1061　【参考】林班数：25	1,119.31
小野東	1062～1075、1091～1095、1111～1115、1120～1122 【参考】林班数：27	1,143.17
小野南	1076～1090、1096～1110、1116、1117 【参考】林班数：32	1,395.56
瓜生野	1118、1119、1123～1149　【参考】林班数：29	1,444.40
霜降山	1152～1173、1180～1186　【参考】林班数：29	1,569.88
船木	2001～2009、2011～2013、2016～2021、2110～2119 【参考】林班数：28	1,135.70
東吉部	2069～2091　【参考】林班数：23	1,098.98
西吉部	2049～2068　【参考】林班数：20	974.13
芦河内	2092～2109　【参考】林班数：18	916.66
奥万倉	2010、2014、2015、2022～2048 【参考】林班数：30	1,314.32

２　生活環境の整備に関する事項

該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林・林業の活性化を図るため、地域材や地域の特用林産物の利活用を推進するものとし、特に、北部地域で採れるタケノコのブランド化の推進に努めるものとする。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
霜降山生活環境保全林	川　上 善　和	約 200 ha 遊歩道・トイレ・キャンプ場	該当なし		▽1

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取り組みに関する事項

霜降山等活用し、市内外からの参加のもと周辺の整備・森林づくり・野外活動を進めていく。また、森を通じての交流の拠点として市内外へ PR 活動の強化を進めていく。

地域住民の交流の場として開放している森林は、地域住民をはじめとして、近郊の住民と

の交流の場となっている。

今後、ますます住民参加の場として期待され、住民参加型の森林整備を推進していく。

（２）上下流連携による取り組みに関する事項

小野湖は本市の水源として重要な役割を果たしている。

このことから、厚東川下流の住民に水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

また、森林づくりへ直接参加を促すため、ボランティア団体等に対する斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

（３）その他

該当なし

６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者から経営管理権を取得し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定する。

経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施する。

７　その他必要な事項

（１）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関･森林組合との連携をより密にし、普及啓発・経営意欲の向上に努めることとする。

（２）市有林の整備

本市の所有する市有林のうち、人工林については森林組合に保育・間伐等を委託し実施することとする。

（３）林道の維持・管理

林道について、必要があれば補修等を行い、維持・管理に努めるものとする。

（４）里山の整備

市街地周辺の貴重な森林を保全するとともに、市民の憩いの場としての機能が発揮できるよう、広葉樹の植栽や林内整備、周辺環境整備といった里山整備を行うものとする。

（５）その他

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

【別表1】公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域		面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1001A80-0	1017A1-0～1017A5-1	9,516.66
	1017A7-1～1017C21-0	1017D23-0～1019C44-0	
	1019D45-2～1020C32-0	1020C33-2	
	1020C34-0～1020D39-0	1020E40-4	
	1020E41-1～1021B19-0	1021C21-0～1022A4-0	
	1022B6-0～1022B7-0	1022B8-4～1022B8-5	
	1022B9-4	1022B11-0～1023A3-0	
	1023A5-0	1023B10-0	
	1023C13-2～1024A2-0	1024A5-1～1024A5-2	
	1024B7-0～1024B14-0	1025A3-1～1025A4-1	
	1025A8-1～1025A8-3	1025A11-1～1026A2-0	
	1026A4-1～1026A5-4	1026B8-1～1027A1-1	
	1027A1-3	1027A3-0～1027A4-2	
	1027B7-2～1027B7-3	1027B10-0	
	1027C12-1～1027C12-2	1027C14-4～1027C14-6	
	1027D15-2	1027D19-0～1028A1-2	
	1028A2-3	1028A4-2	
	1028A6-1	1028C9-0	
	1028C11-0	1028C13-1～1028D15-3	
	1028D17-1～1028D18-0	1028E20-1～1032B33-0	
	1033A1-2～1033B2-6	1033B4-2～1036B9-0	
	1036B12-1～1036D32-0	1037A1-0～1038E96-2	
	1038E97-0～1038E98-0	1038E101-0～1039C33-2	
	1039C34-1～1039C34-2	1039C36-1	
	1039C38-1～1039C39-0	1039C42-0～1039C48-0	
	1039C50-0～1039D55-1	1039D57-1～1039D57-2	
	1039D58-0～1044D52-0	1044D54-1～1050A10-0	
	1050B16-0	1050B18-0～1050B19-2	
	1050B20-1	1050B20-3	
	1050B24-1	1050B24-4～1051A2-2	
	1051A3-2	1051A5-0	
	1051A8-0～1051A11-0	1051A16-0～1051B17-0	
	1051B19-0～1051B21-0	1051B26-0～1051C48-0	
	1051C52-0～1051C54-0	1051C57-0～1051F108-0	
	1051F110-0～1051F111-0	1051F114-1～1052A1-1	
	1052A2-1～1052A11-0	1052A15-1	
	1052B17-2	1052B17-5～1052B17-6	
	1052B21-0～1053B9-1	1053B11-1～1055B9-2	
	1055C12-0～1058C31-5	1058D32-1～1058D32-14	
	1058D33-0～1059B14-0	1059B16-2	
	1059B20-0	1059B25-0～1059B27-0	
	1059B30-3～1059B30-5	1059B32-0	
	1059C35-1～1066A2-0	1066A4-0～1066A5-0	
	1066A7-0～1066A8-0	1066A11-0～1066A13-0	
	1066A17-1	1066A19-0～1066A20-0	
	1066A22-0	1066A26-0～1066B29-2	
	1066B32-0～1066B42-0	1066B46-1～1066E88-0	
	1066E90-1	1066E94-1～1066E94-2	
	1066E95-1～1066E95-2	1067A1-0	
	1067A4-0～1067B19-1	1067B22-0～1067C47-0	
	1067C49-1～1067C53-0	1067C56-0	
	1067C59-0～1067D60-1	1067D67-1	
	1067D68-2～1068A1-0	1068A4-0～1068B56-0	
	1068B58-1～1068B59-0	1068B61-0～1077A16-2	
	1077A17-1	1077A18-0～1077A20-0	
	1077A23-0	1077A26-1～1078E55-1	
	1078E62-2～1079C38-0	1079C40-1	
	1079C41-0～1079C45-0	1080A4-0～1080A12-0	
	1080A14-0～1080B30-1	1080B31-1～1084A3-0	
	1084B5-1～1084C15-2	1084C17-0～1085B34-0	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1085B41-1～1086B38-2	1086B39-2～1086B39-3	
	1086B43-0～1086B54-2	1086B59-1～1087A32-0	
	1087A36-0～1088A3-0	1088A5-0	
	1088A6-2	1088A7-2～1088A15-4	
	1088A18-0	1088A20-0	
	1088A22-0～1088B35-0	1088B37-0～1088B38-0	
	1088B39-2	1088B40-0～1088B49-0	
	1088B50-2	1088B51-4～1088E103-0	
	1088E105-0～1089A12-0	1089A15-0～1089A16-1	
	1089A17-0～1089A20-0	1089A25-0～1091B26-0	
	1091C29-0～1091C31-0	1091C33-0～1091D50-1	
	1091D52-0～1092C29-0	1092D31-2	
	1092D35-1～1093A1-0	1093A2-2～1093A2-3	
	1093A3-2	1093A6-1～1093C35-5	
	1093C37-1～1094A6-0	1094B9-0～1094B12-0	
	1094B15-1～1094B17-4	1094B19-0	
	1094B21-1～1100A22-1	1100A23-0～1100A26-0	
	1100A34-0～1100D95-2	1100E98-0～1102B27-0	
	1102B28-2～1102D54-0	1102D57-0～1102D64-0	
	1102D66-1～1102D66-2	1102D68-1～1102D68-2	
	1102D69-0～1103A1-0	1103A2-2～1103A2-3	
	1103A7-0	1103A12-0～1117B28-0	
	1117B30-1～1118A2-1	1118A3-0～1118A5-2	
	1118B6-1～1118E44-2	1119A1-2～1120F130-0	
	1120F132-0～1122B32-0	1122B34-0～1125D75-3	
	1125E82-0	1125F92-0～1125F93-1	
	1125F94-0～1125G100-0	1125G102-0～1125G106-0	
	1125H108-2～1125H109-0	1125H111-1～1125H112-1	
	1125H113-0～1126A2-1	1126A3-0	
	1126A7-1～1126A13-0	1126B16-0～1127B14-2	
	1127B17-1～1127B20-1	1127C22-0～1127C24-0	
	1127D27-1	1127D27-3	
	1127D28-3	1127D29-0～1127D31-1	
	1127D32-0	1127E42-1～1128C15-2	
	1128C18-1～1128C18-2	1128C21-0	
	1128C23-0	1128D28-0～1128D30-0	
	1128D36-2～1128E45-1	1128F49-0～1128F53-0	
	1128F56-4～1128F60-3	1128F60-11	
	1128F62-1～1129B19-2	1129B21-0～1129B28-1	
	1129B29-0～1129C36-0	1129C38-0～1129D49-3	
	1129D50-2～1129D50-4	1129E53-0～1129E58-0	
	1129E60-0	1129F64-0	
	1129G69-0～1129H72-0	1129H75-1～1129H75-2	
	1129H77-0	1130B8-2～1130F49-3	
	1130G55-3	1130G58-1	
	1131A2-2	1131A4-0	
	1131A6-0～1131D21-0	1131D22-2	
	1131D24-3～1131E29-1	1131F32-0～1131F37-0	
	2002A1-1～2005C50-0	2007A1-0～2009C42-1	
	2009C45-1～2013A17-0	2013C58-1～2014A8-2	
	2014A9-2	2014A10-3	
	2014A11-2	2014B12-3	
	2014B14-0～2014B15-0	2014C28-2	
	2015A1-0～2015B14-2	2016A1-2	
	2016A2-2	2016A9-0	
	2016B13-2～2034B50-2	2034E86-2	
	2034E87-1～2037C41-0	2037C43-2～2037C44-0	
	2037C46-2～2037C46-3	2037C50-2	
	2037C53-0～2037D68-0	2037D69-2～2037D71-2	
	2037D72-1～2038A1-0	2038A2-3～2038B14-3	
	2038B14-5～2038B16-1	2038B16-4～2038B21-1	

区分	森林の区域		面積(ha)
	2038B22-1～2038C41-0	2038C42-2～2041D101-2	
	2041D106-0～2073B44-0	2073C48-2～2073C50-1	
	2073C50-3～2073C50-6	2073C53-1～2073C57-0	
	2073D65-0～2073E75-0	2073E78-0～2073F95-0	
	2073F97-1～2075A9-0	2075A11-0～2075A16-3	
	2075A18-0～2076B39-0	2076B40-2	
	2076B42-1～2076C46-1	2076C46-3～2076C47-0	
	2076C50-0～2083A5-0	2083A10-0～2083E44-3	
	2083E45-0～2083E47-1	2083E55-1～2084B34-1	
	2084B35-1～2085B24-1	2085B25-0～2086B55-0	
	2086B57-0～2087B57-1	2087B58-0～2087D111-0	
	2087D113-1～2088A8-0	2088A10-0～2088B87-2	
	2088B87-4	2088B88-0～2088C133-1	
	2088C134-1	2088C135-1～2088C137-1	
	2088C138-0～2089A12-2	2089A14-1～2089B30-3	
	2089C36-1	2089C36-3	
	2089C36-5～2089C36-6	2089C36-9	
	2089D40-1～2092C87-1	2092C87-3～2092C89-0	
	2092C97-0	2092C103-2～2092D114-0	
	2092D131-1～2094E100-0	2094E104-0～2097C55-0	
	2097C56-2	2097C58-2～2097C58-3	
	2097C59-1～2102E84-2	2102E88-0～2102E99-0	
	2102E101-2～2102E102-2	2102E106-2	
	2103A3-0～2104B34-2	2104B35-0～2104E142-0	
	2104F146-0～2104F147-0	2104F152-2～2107D90-3	
	2108B9-2～2108B11-1	2108B11-3～2109B17-2	
	2109B17-4～2110C26-1	2110C39-2～2111A7-0	
	2111A8-2	2111A10-2～2111A27-1	
	2111A29-1	2111B32-1	
	2111B35-1	2111B36-1～2111B42-2	
	2111C51-1～2112C54-1	2112C54-3～2112C55-0	
	2112D60-0～2112D62-2	2112D71-0～2114D137-0	
	2117D40-1～2117D55-3		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1017A6-2	1017C22-0	860.22
	1019D45-1	1020C33-1	
	1020C33-3	1020E40-1～1020E40-3	
	1020E40-5～1020E40-6	1021C20-0	
	1022A5-0	1022B8-1～1022B8-3	
	1022B9-1～1022B9-3	1022B10-1～1022B10-2	
	1023A4-0	1023A6-0～1023B9-3	
	1023B11-1～1023C13-1	1024A3-0～1024A4-2	
	1024B6-1	1025A1-1～1025A2-1	
	1025A5-0～1025A7-0	1025A9-1～1025A9-3	
	1026A3-1	1026A6-0～1026A7-1	
	1027A1-2	1027A2-0	
	1027A5-1～1027B7-1	1027B8-1～1027B8-3	
	1027B11-1～1027B11-6	1027C14-1～1027C14-3	
	1027C14-8～1027C14-12	1027D16-1～1027D18-0	
	1028A2-1～1028A2-2	1028A2-4～1028A4-1	
	1028A4-3～1028A5-1	1028B8-1～1028B8-2	
	1028C10-0	1028C12-0	
	1028D16-1～1028D16-2	1028E19-0	
	1033A1-1	1033B3-0～1033B4-1	
	1036B10-0	1036D33-1～1036D33-2	
	1044D53-1～1044D53-2	1050B12-0～1050B14-8	
	1050B17-0	1050B19-3	
	1050B20-2	1050B21-0～1050B23-0	
	1050B24-2	1051A3-1	
	1051A4-1～1051A4-3	1051A6-0～1051A7-0	
	1051A12-0～1051A15-0	1051B18-0	
	1051B22-0～1051B25-0	1051C49-0～1051C51-0	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1051C55-0～1051C56-0	1051F109-0	
	1051F112-1～1051F113-0	1052A1-2	
	1052A12-0	1052A15-2～1052B17-1	
	1052B17-3～1052B17-4	1052B17-7～1052B17-8	
	1053B9-2～1053B10-5	1055B10-0～1055B11-0	
	1059B15-0～1059B16-1	1059B16-3～1059B19-0	
	1059B21-0～1059B24-0	1059B28-0～1059B30-2	
	1059B31-1～1059B31-2	1059B34-0	
	1066A3-0	1066A6-0	
	1066A9-0～1066A10-0	1066A14-0～1066A16-0	
	1066A18-0	1066A21-0	
	1066A24-0～1066A25-2	1066B30-0	
	1066B44-1～1066B45-0	1066E89-0	
	1066E92-0	1067B21-0	
	1067C54-1～1067C55-0	1067C58-1～1067C58-2	
	1067D66-0	1067D68-1	
	1068A2-0～1068A3-0	1068B57-0	
	1068B60-0	1077A16-3～1077A16-6	
	1077A17-2～1077A17-3	1077A21-1～1077A22-2	
	1077A24-0～1077A25-2	1078E55-2～1078E62-1	
	1079C39-0	1079C40-2	
	1080A1-1～1080A3-0	1080A13-1～1080A13-2	
	1080B30-2	1084A4-0	
	1084C16-1～1084C16-2	1085B35-0～1085B40-3	
	1086B39-1	1086B40-0～1086B42-0	
	1086B55-0～1086B58-0	1087A33-0～1087A34-0	
	1088A4-0	1088A6-1	
	1088A7-1	1088A16-1～1088A17-2	
	1088A19-0	1088A21-1～1088A21-2	
	1088B36-1～1088B36-4	1088B39-1	
	1088B39-3	1088B50-1	
	1088B51-1～1088B51-3	1088E104-0	
	1089A13-0～1089A14-2	1089A16-2	
	1089A21-0～1089A24-0	1091B27-0～1091B28-0	
	1091C32-0	1091D50-2～1091D51-1	
	1092D30-0～1092D31-1	1092D32-0～1092D33-0	
	1093A2-1	1093A3-1	
	1093A4-1	1093C36-0	
	1094A7-0～1094B8-0	1094B13-0～1094B14-0	
	1094B18-0	1094B20-0	
	1100A22-2	1100A28-0～1100A32-0	
	1100D96-0～1100D97-0	1102B28-1	
	1102D55-0～1102D56-0	1102D65-0	
	1102D67-0	1102D68-3	
	1103A2-1	1103A3-1～1103A6-0	
	1103A8-0～1103A11-0	1117B29-1～1117B29-2	
	1118A2-2	1118A5-3～1118A5-4	
	1119A1-1	1120F131-1～1120F131-2	
	1122B33-0	1125D76-0～1125E80-0	
	1125E83-0～1125F90-0	1125F93-2	
	1125G101-1～1125G101-3	1125G107-1～1125H108-1	
	1125H110-0	1125H112-2	
	1126A2-2	1126A4-0～1126A6-0	
	1126A14-1～1126B15-2	1127B15-0	
	1127C21-1～1127C21-2	1127C25-0～1127D26-0	
	1127D27-2	1127D27-4～1127D28-2	
	1127D28-4	1127D31-2	
	1127D33-0～1127E41-2	1128C16-0～1128C17-0	
	1128C19-0～1128C20-0	1128C22-0	
	1128C24-1～1128C27-0	1128D31-0～1128D36-1	
	1128E46-5～1128F48-0	1128F54-0～1128F55-0	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1128F60-4	1128F61-2～1128F61-3	
	1129B20-0	1129B28-2	
	1129C37-0	1129D50-1	
	1129D51-1～1129D52-4	1129E59-0	
	1129E61-1～1129F63-0	1129G65-1～1129G68-0	
	1129H73-1～1129H74-0	1129H76-0	
	1130A1-0～1130B7-1	1130F50-0～1130G55-2	
	1130G56-1～1130G57-1	1131A1-0～1131A2-1	
	1131A3-0	1131A5-1～1131A5-3	
	1131D22-1	1131D22-3～1131D24-2	
	1131E29-2～1131E31-1	2009C42-2～2009C43-0	
	2014A9-1	2014A10-1	
	2014A11-1	2014B12-1～2014B12-2	
	2014B13-0	2014B16-0～2014C28-1	
	2014C28-3～2014C28-5	2016A1-1	
	2016A2-1	2016A3-0～2016A7-0	
	2016A10-0～2016B13-1	2034B51-1～2034E86-1	
	2034E86-3	2037C42-0～2037C43-1	
	2037C45-0～2037C46-1	2037C48-1～2037C50-1	
	2037C51-0	2037D69-1	
	2037D71-3	2038A2-1～2038A2-2	
	2038B14-4	2038B16-2～2038B16-3	
	2038B21-2	2038C42-1	
	2073C47-0～2073C48-1	2073C50-2	
	2073C51-1～2073C52-4	2073D59-0～2073D61-0	
	2073E76-0～2073E77-2	2073F96-0	
	2076B40-1	2076B40-3～2076B41-2	
	2076C46-2	2076C48-0	
	2083A6-0～2083A9-0	2083E44-4	
	2083E48-1～2083E54-3	2084B34-2～2084B34-4	
	2085B24-2～2085B24-3	2086B56-1～2086B56-2	
	2087B57-2～2087B57-4	2087D112-1～2087D112-2	
	2088A9-1～2088A9-3	2088B87-3	
	2088B87-5～2088B87-8	2088C133-2～2088C133-3	
	2088C134-2～2088C134-3	2088C137-2	
	2089A12-3	2089C31-1～2089C35-0	
	2089C36-2	2089C36-4	
	2089C36-7	2089D37-1～2089D38-0	
	2092C87-2	2092C90-0～2092C96-2	
	2092C98-0～2092C103-1	2092D115-1～2092D130-3	
	2094E101-0～2094E103-0	2097C56-1	
	2097C58-1	2097C58-4～2097C58-5	
	2102E85-1	2102E100-0	
	2102E102-3～2102E106-1	2103A1-0	
	2104B34-3	2104E143-1～2104E143-2	
	2104F148-0～2104F149-0	2108A1-0～2108B9-1	
	2108B11-2	2109B17-3	
	2110C26-2～2110C38-2	2111A8-1	
	2111A9-0～2111A10-1	2111A27-2～2111A28-0	
	2111A29-2～2111B31-2	2111B32-2～2111B34-0	
	2111B35-2	2111B43-0～2111C50-0	
	2112C54-2	2112D56-0～2112D59-0	
	2112D64-0		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1001A1-0～1001A79-0	1001A82-2～1007B115-0	2,541.59
	1009A22-0～1009A39-17	1010A1-0～1010A90-0	
	1148A3-0～1163A8-2	1165A1-1～1165A15-0	
	1166A3-0～1166C60-0	1167A1-0～1167C70-0	
	1168B21-0～1180D35-1	1185A1-1～1191B164-0	
	1193B92-1～1193B103-3	1193D127-0～1193E165-1	
	1195A1-1～1200D65-0	1201A1-1～1217A47-1	
	1217B82-0～1219A9-5	1219A77-0～2001D126-1	

区分	森林の区域		面積(ha)
	2006A2-0～2006C116-0 2118A1-0～2119D97-0	2013B21-0～2013B53-2	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1163B9-0～1164A10-3 1166D61-1～1166E72-0 1181A1-1～1184B14-2 1193C105-0～1193C126-0	1165B17-1～1165B39-0 1167D71-0～1168A19-12 1192A1-0～1193A91-0 1194A1-1～1194B79-0	510.33
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1037A1-0～1038E96-2 1038E101-0～1039A5-0 1039C34-1～1039C34-2 1039C38-1～1039C39-0 1039C50-0～1039D55-1 1039D58-0～1041F117-0 1071A1-0～1071A35-0 1072E78-2～1072E106-2 1076E29-1～1077C48-0 1108A1-0～1108A28-2 1109C53-1～1111A14-0 1114A1-0～1114D114-0 1116A1-0～1116B44-0 1120A1-1～1120D105-2 1121C25-0～1121D58-0 2026A1-0～2026B35-0 2029A2-0～2031D62-0 2033D55-1～2034B53-3 2037D68-0～2038C50-0 2039F81-0～2039F101-0 2045A1-0～2045C43-2 2046C16-0～2047B17-1 2050A1-1～2052A20-3 2059A1-0～2059C48-2 2063A1-1～2063A20-0 2066A1-1～2066A19-2 2067C37-0～2070E81-2 2075A1-1～2075A9-0 2075A18-0～2076B42-2 2079A2-0～2082A19-3 2083E43-0～2083E57-1 2087A3-0～2087A39-0 2089A1-0～2089D46-0 2090D37-1～2091A13-0 2093F122-1～2093G158-0 2098G95-0～2098G112-2 2102C39-0～2102E106-2 2104C64-1～2104D119-0 2105B15-0～2106F137-0	1038E97-0～1038E98-0 1039C31-1～1039C33-2 1039C36-1 1039C42-0～1039C48-0 1039D57-1～1039D57-2 1060A1-1～1060E188-0 1071D62-0～1072A12-0 1072G120-0～1076B11-0 1082A1-1～1083A12-0 1108C53-1～1109A27-0 1111C44-0～1111D86-0 1114F143-0～1114G175-0 1116D78-0～1116F145-1 1121A1-0～1121A13-0 1121G80-0～1122C77-0 2026D56-0～2026D69-0 2032B14-1～2033B40-0 2034E83-0～2037B32-0 2038F71-0～2039D63-1 2043A1-1～2043E63-0 2045E56-1～2045E63-0 2048A1-0～2049B44-3 2052C34-1～2052D70-0 2059E66-1～2060C46-0 2065A1-1～2065D49-2 2067A1-0～2067A21-0 2073A2-0～2073F146-1 2075A11-0～2075A16-3 2076D61-0～2076D98-0 2082C39-0～2083A14-0 2084B16-0～2085C51-0 2087C71-0～2088B104-0 2090B14-0～2090B26-0 2091D40-0～2093D100-3 2095A1-0～2098D45-0 2101A1-0～2102A17-0 2103B12-0～2104A27-0 2104G168-0～2104G186-0 2108A1-0～2108D32-0	3,241.97

【別表2】施業の方法別の公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域		面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1001A80-0	1017A1-0～1017A5-1	9,516.66
	1017A7-1～1017C21-0	1017D23-0～1019C44-0	
	1019D45-2～1020C32-0	1020C33-2	
	1020C34-0～1020D39-0	1020E40-4	
	1020E41-1～1021B19-0	1021C21-0～1022A4-0	
	1022B6-0～1022B7-0	1022B8-4～1022B8-5	
	1022B9-4	1022B11-0～1023A3-0	
	1023A5-0	1023B10-0	
	1023C13-2～1024A2-0	1024A5-1～1024A5-2	
	1024B7-0～1024B14-0	1025A3-1～1025A4-1	
	1025A8-1～1025A8-3	1025A11-1～1026A2-0	
	1026A4-1～1026A5-4	1026B8-1～1027A1-1	
	1027A1-3	1027A3-0～1027A4-2	
	1027B7-2～1027B7-3	1027B10-0	
	1027C12-1～1027C12-2	1027C14-4～1027C14-6	
	1027D15-2	1027D19-0～1028A1-2	
	1028A2-3	1028A4-2	
	1028A6-1	1028C9-0	
	1028C11-0	1028C13-1～1028D15-3	
	1028D17-1～1028D18-0	1028E20-1～1032B33-0	
	1033A1-2～1033B2-6	1033B4-2～1036B9-0	
	1036B12-1～1036D32-0	1037A1-0～1038E96-2	
	1038E97-0～1038E98-0	1038E101-0～1039C33-2	
	1039C34-1～1039C34-2	1039C36-1	
	1039C38-1～1039C39-0	1039C42-0～1039C48-0	
	1039C50-0～1039D55-1	1039D57-1～1039D57-2	
	1039D58-0～1044D52-0	1044D54-1～1050A10-0	
	1050B16-0	1050B18-0～1050B19-2	
	1050B20-1	1050B20-3	
	1050B24-1	1050B24-4～1051A2-2	
	1051A3-2	1051A5-0	
	1051A8-0～1051A11-0	1051A16-0～1051B17-0	
	1051B19-0～1051B21-0	1051B26-0～1051C48-0	
	1051C52-0～1051C54-0	1051C57-0～1051F108-0	
	1051F110-0～1051F111-0	1051F114-1～1052A1-1	
	1052A2-1～1052A11-0	1052A15-1	
	1052B17-2	1052B17-5～1052B17-6	
	1052B21-0～1053B9-1	1053B11-1～1055B9-2	
	1055C12-0～1058C31-5	1058D32-1～1058D32-14	
	1058D33-0～1059B14-0	1059B16-2	
	1059B20-0	1059B25-0～1059B27-0	
	1059B30-3～1059B30-5	1059B32-0	
	1059C35-1～1066A2-0	1066A4-0～1066A5-0	
	1066A7-0～1066A8-0	1066A11-0～1066A13-0	
	1066A17-1	1066A19-0～1066A20-0	
	1066A22-0	1066A26-0～1066B29-2	
	1066B32-0～1066B42-0	1066B46-1～1066E88-0	
	1066E90-1	1066E94-1～1066E94-2	
	1066E95-1～1066E95-2	1067A1-0	
	1067A4-0～1067B19-1	1067B22-0～1067C47-0	
	1067C49-1～1067C53-0	1067C56-0	
	1067C59-0～1067D60-1	1067D67-1	
	1067D68-2～1068A1-0	1068A4-0～1068B56-0	
	1068B58-1～1068B59-0	1068B61-0～1077A16-2	
	1077A17-1	1077A18-0～1077A20-0	
	1077A23-0	1077A26-1～1078E55-1	
	1078E62-2～1079C38-0	1079C40-1	
	1079C41-0～1079C45-0	1080A4-0～1080A12-0	
	1080A14-0～1080B30-1	1080B31-1～1084A3-0	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1084B5-1～1084C15-2	1084C17-0～1085B34-0	
	1085B41-1～1086B38-2	1086B39-2～1086B39-3	
	1086B43-0～1086B54-2	1086B59-1～1087A32-0	
	1087A36-0～1088A3-0	1088A5-0	
	1088A6-2	1088A7-2～1088A15-4	
	1088A18-0	1088A20-0	
	1088A22-0～1088B35-0	1088B37-0～1088B38-0	
	1088B39-2	1088B40-0～1088B49-0	
	1088B50-2	1088B51-4～1088E103-0	
	1088E105-0～1089A12-0	1089A15-0～1089A16-1	
	1089A17-0～1089A20-0	1089A25-0～1091B26-0	
	1091C29-0～1091C31-0	1091C33-0～1091D50-1	
	1091D52-0～1092C29-0	1092D31-2	
	1092D35-1～1093A1-0	1093A2-2～1093A2-3	
	1093A3-2	1093A6-1～1093C35-5	
	1093C37-1～1094A6-0	1094B9-0～1094B12-0	
	1094B15-1～1094B17-4	1094B19-0	
	1094B21-1～1100A22-1	1100A23-0～1100A26-0	
	1100A34-0～1100D95-2	1100E98-0～1102B27-0	
	1102B28-2～1102D54-0	1102D57-0～1102D64-0	
	1102D66-1～1102D66-2	1102D68-1～1102D68-2	
	1102D69-0～1103A1-0	1103A2-2～1103A2-3	
	1103A7-0	1103A12-0～1117B28-0	
	1117B30-1～1118A2-1	1118A3-0～1118A5-2	
	1118B6-1～1118E44-2	1119A1-2～1120F130-0	
	1120F132-0～1122B32-0	1122B34-0～1125D75-3	
	1125E82-0	1125F92-0～1125F93-1	
	1125F94-0～1125G100-0	1125G102-0～1125G106-0	
	1125H108-2～1125H109-0	1125H111-1～1125H112-1	
	1125H113-0～1126A2-1	1126A3-0	
	1126A7-1～1126A13-0	1126B16-0～1127B14-2	
	1127B17-1～1127B20-1	1127C22-0～1127C24-0	
	1127D27-1	1127D27-3	
	1127D28-3	1127D29-0～1127D31-1	
	1127D32-0	1127E42-1～1128C15-2	
	1128C18-1～1128C18-2	1128C21-0	
	1128C23-0	1128D28-0～1128D30-0	
	1128D36-2～1128E45-1	1128F49-0～1128F53-0	
	1128F56-4～1128F60-3	1128F60-11	
	1128F62-1～1129B19-2	1129B21-0～1129B28-1	
	1129B29-0～1129C36-0	1129C38-0～1129D49-3	
	1129D50-2～1129D50-4	1129E53-0～1129E58-0	
	1129E60-0	1129F64-0	
	1129G69-0～1129H72-0	1129H75-1～1129H75-2	
	1129H77-0	1130B8-2～1130F49-3	
	1130G55-3	1130G58-1	
	1131A2-2	1131A4-0	
	1131A6-0～1131D21-0	1131D22-2	
	1131D24-3～1131E29-1	1131F32-0～1131F37-0	
	2002A1-1～2005C50-0	2007A1-0～2009C42-1	
	2009C45-1～2013A17-0	2013C58-1～2014A8-2	
	2014A9-2	2014A10-3	
	2014A11-2	2014B12-3	
	2014B14-0～2014B15-0	2014C28-2	
	2015A1-0～2015B14-2	2016A1-2	
	2016A2-2	2016A9-0	
	2016B13-2～2034B50-2	2034E86-2	
	2034E87-1～2037C41-0	2037C43-2～2037C44-0	
	2037C46-2～2037C46-3	2037C50-2	
	2037C53-0～2037D68-0	2037D69-2～2037D71-2	

区分	森林の区域		面積(ha)
	2037D72-1～2038A1-0 2038B14-5～2038B16-1 2038B22-1～2038C41-0 2041D106-0～2073B44-0 2073C50-3～2073C50-6 2073D65-0～2073E75-0 2073F97-1～2075A9-0 2075A18-0～2076B39-0 2076B42-1～2076C46-1 2076C50-0～2083A5-0 2083E45-0～2083E47-1 2084B35-1～2085B24-1 2086B57-0～2087B57-1 2087D113-1～2088A8-0 2088B87-4 2088C134-1 2088C138-0～2089A12-2 2089C36-1 2089C36-5～2089C36-6 2089D40-1～2092C87-1 2092C97-0 2092D131-1～2094E100-0 2097C56-2 2097C59-1～2102E84-2 2102E101-2～2102E102-2 2103A3-0～2104B34-2 2104F146-0～2104F147-0 2108B9-2～2108B11-1 2109B17-4～2110C26-1 2111A8-2 2111A29-1 2111B35-1 2111C51-1～2112C54-1 2112D60-0～2112D62-2 2117D40-1～2117D55-3	2038A2-3～2038B14-3 2038B16-4～2038B21-1 2038C42-2～2041D101-2 2073C48-2～2073C50-1 2073C53-1～2073C57-0 2073E78-0～2073F95-0 2075A11-0～2075A16-3 2076B40-2 2076C46-3～2076C47-0 2083A10-0～2083E44-3 2083E55-1～2084B34-1 2085B25-0～2086B55-0 2087B58-0～2087D111-0 2088A10-0～2088B87-2 2088B88-0～2088C133-1 2088C135-1～2088C137-1 2089A14-1～2089B30-3 2089C36-3 2089C36-9 2092C87-3～2092C89-0 2092C103-2～2092D114-0 2094E104-0～2097C55-0 2097C58-2～2097C58-3 2102E88-0～2102E99-0 2102E106-2 2104B35-0～2104E142-0 2104F152-2～2107D90-3 2108B11-3～2109B17-2 2110C39-2～2111A7-0 2111A10-2～2111A27-1 2111B32-1 2111B36-1～2111B42-2 2112C54-3～2112C55-0 2112D71-0～2114D137-0	
長伐期施業を推進すべき森林	1001A1-0～1001A79-0 1009A22-0～1009A39-17 1017A6-2 1019D45-1 1020C33-3 1020E40-5～1020E40-6 1022A5-0 1022B9-1～1022B9-3 1023A4-0 1023B11-1～1023C13-1 1024B6-1 1025A5-0～1025A7-0 1026A3-1 1027A1-2 1027A5-1～1027B7-1 1027B11-1～1027B11-6 1027C14-8～1027C14-12 1028A2-1～1028A2-2 1028A4-3～1028A5-1 1028C10-0 1028D16-1～1028D16-2 1033A1-1 1036B10-0 1044D53-1～1044D53-2 1050B17-0	1001A82-2～1007B115-0 1010A1-0～1010A90-0 1017C22-0 1020C33-1 1020E40-1～1020E40-3 1021C20-0 1022B8-1～1022B8-3 1022B10-1～1022B10-2 1023A6-0～1023B9-3 1024A3-0～1024A4-2 1025A1-1～1025A2-1 1025A9-1～1025A9-3 1026A6-0～1026A7-1 1027A2-0 1027B8-1～1027B8-3 1027C14-1～1027C14-3 1027D16-1～1027D18-0 1028A2-4～1028A4-1 1028B8-1～1028B8-2 1028C12-0 1028E19-0 1033B3-0～1033B4-1 1036D33-1～1036D33-2 1050B12-0～1050B14-8 1050B19-3	3,912.14

区分	森林の区域		面積(ha)
	1050B20-2	1050B21-0～1050B23-0	
	1050B24-2	1051A3-1	
	1051A4-1～1051A4-3	1051A6-0～1051A7-0	
	1051A12-0～1051A15-0	1051B18-0	
	1051B22-0～1051B25-0	1051C49-0～1051C51-0	
	1051C55-0～1051C56-0	1051F109-0	
	1051F112-1～1051F113-0	1052A1-2	
	1052A12-0	1052A15-2～1052B17-1	
	1052B17-3～1052B17-4	1052B17-7～1052B17-8	
	1053B9-2～1053B10-5	1055B10-0～1055B11-0	
	1059B15-0～1059B16-1	1059B16-3～1059B19-0	
	1059B21-0～1059B24-0	1059B28-0～1059B30-2	
	1059B31-1～1059B31-2	1059B34-0	
	1066A3-0	1066A6-0	
	1066A9-0～1066A10-0	1066A14-0～1066A16-0	
	1066A18-0	1066A21-0	
	1066A24-0～1066A25-2	1066B30-0	
	1066B44-1～1066B45-0	1066E89-0	
	1066E92-0	1067B21-0	
	1067C54-1～1067C55-0	1067C58-1～1067C58-2	
	1067D66-0	1067D68-1	
	1068A2-0～1068A3-0	1068B57-0	
	1068B60-0	1077A16-3～1077A16-6	
	1077A17-2～1077A17-3	1077A21-1～1077A22-2	
	1077A24-0～1077A25-2	1078E55-2～1078E62-1	
	1079C39-0	1079C40-2	
	1080A1-1～1080A3-0	1080A13-1～1080A13-2	
	1080B30-2	1084A4-0	
	1084C16-1～1084C16-2	1085B35-0～1085B40-3	
	1086B39-1	1086B40-0～1086B42-0	
	1086B55-0～1086B58-0	1087A33-0～1087A34-0	
	1088A4-0	1088A6-1	
	1088A7-1	1088A16-1～1088A17-2	
	1088A19-0	1088A21-1～1088A21-2	
	1088B36-1～1088B36-4	1088B39-1	
	1088B39-3	1088B50-1	
	1088B51-1～1088B51-3	1088E104-0	
	1089A13-0～1089A14-2	1089A16-2	
	1089A21-0～1089A24-0	1091B27-0～1091B28-0	
	1091C32-0	1091D50-2～1091D51-1	
	1092D30-0～1092D31-1	1092D32-0～1092D33-0	
	1093A2-1	1093A3-1	
	1093A4-1	1093C36-0	
	1094A7-0～1094B8-0	1094B13-0～1094B14-0	
	1094B18-0	1094B20-0	
	1100A22-2	1100A28-0～1100A32-0	
	1100D96-0～1100D97-0	1102B28-1	
	1102D55-0～1102D56-0	1102D65-0	
	1102D67-0	1102D68-3	
	1103A2-1	1103A3-1～1103A6-0	
	1103A8-0～1103A11-0	1117B29-1～1117B29-2	
	1118A2-2	1118A5-3～1118A5-4	
	1119A1-1	1120F131-1～1120F131-2	
	1122B33-0	1125D76-0～1125E80-0	
	1125E83-0～1125F90-0	1125F93-2	
	1125G101-1～1125G101-3	1125G107-1～1125H108-1	
	1125H110-0	1125H112-2	
	1126A2-2	1126A4-0～1126A6-0	
	1126A14-1～1126B15-2	1127B15-0	
	1127C21-1～1127C21-2	1127C25-0～1127D26-0	

区分	森林の区域		面積(ha)
	1127D27-2	1127D27-4～1127D28-2	
	1127D28-4	1127D31-2	
	1127D33-0～1127E41-2	1128C16-0～1128C17-0	
	1128C19-0～1128C20-0	1128C22-0	
	1128C24-1～1128C27-0	1128D31-0～1128D36-1	
	1128E46-5～1128F48-0	1128F54-0～1128F55-0	
	1128F60-4	1128F61-2～1128F61-3	
	1129B20-0	1129B28-2	
	1129C37-0	1129D50-1	
	1129D51-1～1129D52-4	1129E59-0	
	1129E61-1～1129F63-0	1129G65-1～1129G68-0	
	1129H73-1～1129H74-0	1129H76-0	
	1130A1-0～1130B7-1	1130F50-0～1130G55-2	
	1130G56-1～1130G57-1	1131A1-0～1131A2-1	
	1131A3-0	1131A5-1～1131A5-3	
	1131D22-1	1131D22-3～1131D24-2	
	1131E29-2～1131E31-1	1148A3-0～1193B103-3	
	1193C105-0～1200D65-0	1201A1-1～1217A47-1	
	1217B82-0～1219A9-5	1219A77-0～2001D126-1	
	2006A2-0～2006C116-0	2009C42-2～2009C43-0	
	2013B21-0～2013B53-2	2014A9-1	
	2014A10-1	2014A11-1	
	2014B12-1～2014B12-2	2014B13-0	
	2014B16-0～2014C28-1	2014C28-3～2014C28-5	
	2016A1-1	2016A2-1	
	2016A3-0～2016A7-0	2016A10-0～2016B13-1	
	2034B51-1～2034E86-1	2034E86-3	
	2037C42-0～2037C43-1	2037C45-0～2037C46-1	
	2037C48-1～2037C50-1	2037C51-0	
	2037D69-1	2037D71-3	
	2038A2-1～2038A2-2	2038B14-4	
	2038B16-2～2038B16-3	2038B21-2	
	2038C42-1	2073C47-0～2073C48-1	
	2073C50-2	2073C51-1～2073C52-4	
	2073D59-0～2073D61-0	2073E76-0～2073E77-2	
	2073F96-0	2076B40-1	
	2076B40-3～2076B41-2	2076C46-2	
	2076C48-0	2083A6-0～2083A9-0	
	2083E44-4	2083E48-1～2083E54-3	
	2084B34-2～2084B34-4	2085B24-2～2085B24-3	
	2086B56-1～2086B56-2	2087B57-2～2087B57-4	
	2087D112-1～2087D112-2	2088A9-1～2088A9-3	
	2088B87-3	2088B87-5～2088B87-8	
	2088C133-2～2088C133-3	2088C134-2～2088C134-3	
	2088C137-2	2089A12-3	
	2089C31-1～2089C35-0	2089C36-2	
	2089C36-4	2089C36-7	
	2089D37-1～2089D38-0	2092C87-2	
	2092C90-0～2092C96-2	2092C98-0～2092C103-1	
	2092D115-1～2092D130-3	2094E101-0～2094E103-0	
	2097C56-1	2097C58-1	
	2097C58-4～2097C58-5	2102E85-1	
	2102E100-0	2102E102-3～2102E106-1	
	2103A1-0	2104B34-3	
	2104E143-1～2104E143-2	2104F148-0～2104F149-0	
	2108A1-0～2108B9-1	2108B11-2	
	2109B17-3	2110C26-2～2110C38-2	
	2111A8-1	2111A9-0～2111A10-1	
	2111A27-2～2111A28-0	2111A29-2～2111B31-2	
	2111B32-2～2111B34-0	2111B35-2	

区分		森林の区域	面積(ha)
		2111B43-0～2111C50-0　2112C54-2 2112D56-0～2112D59-0　2112D64-0 2118A1-0～2119D97-0	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

付属参考資料

1人口及び就業構造

（1）年齢層別人口動態

（単位：人）

		総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実　数（人）	平成17年	178,955	85,444	93,511	23,864	12,198	11,666	30,313	15,808	14,505
	平成22年	173,772	83,000	90,772	21,925	11,191	10,734	26,052	13,803	12,249
	平成27年	169,429	81,133	88,296	20,513	10,532	9,981	24,028	12,788	11,240
構成比（%）	平成17年	100.0	47.7	52.3	13.3	6.8	6.5	16.9	8.8	8.1
	平成22年	100.0	47.8	52.2	12.6	6.4	6.2	15.0	7.9	7.0
	平成27年	100.0	47.9	52.1	12.1	6.2	5.9	14.2	7.5	6.6

		30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実　数（人）	平成17年	32,062	15,871	16,191	51,236	24,893	26,343	41,480	16,674	24,806
	平成22年	32,114	15,896	16,218	47,767	23,242	24,525	45,914	18,868	27,046
	平成27年	30,681	15,403	15,278	41,839	20,280	21,559	52,368	22,130	30,238
構成比（%）	平成17年	17.9	8.9	9.0	28.6	13.9	14.7	23.2	9.3	13.9
	平成22年	18.5	9.1	9.3	27.5	13.4	14.1	26.4	10.9	15.6
	平成27年	18.1	9.1	9.0	24.7	12.0	12.7	30.9	13.1	17.8

（注）資料は国勢調査報告

２ 土地利用

（単位：面積 ha、構成比 %）

	年次	総土地面積	耕地面積			林野面積			その他面積
			計	田	畑	計	森林	原野採草地	
実数	平成22年（2010年）	28,771	2,782	2,260	522	15,029	14,981	48	10,960
	平成27年（2015年）	28,665	2,689	2,200	489	14,982	14,934	48	10,994
（ha）	平成30年（2018年）	28,665	2,625	2,170	455	14,982	14,934	48	11,058
構成比	平成22年（2010年）	100	9.7	7.9	1.8	52.3	52.1	0.2	38.0
	平成27年（2015年）	100	9.4	7.7	1.7	52.3	52.1	0.2	38.3
（%）	平成30年（2018年）	100	9.2	7.6	1.6	52.3	52.1	0.2	38.5

（注） 数字は、『山口県森林・林業統計要覧（平成22年度・平成27年度・平成30年度）』による。

3 森林転用面積

（単位：ha）

		総数	工事事業場用地	住宅別荘地用地	ゴルフ場レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成12年	旧宇部市	232	152	0	0	12	25	43
	旧楠町	16	9	0	0	0	3	4
	合計	248	161	0	0	12	28	47
平成25年		65	16	3	0	0	3	43
平成30年		46	1	0	0	0	1	44

（注）1 数字は、『平成30年度山口県森林・林業統計要覧』による。
2 年次は、最近3回の調査年次とする。

4 森林資源の現況等

（1）保有形態別森林面積（平成30年現在）

保有形態				総面積		立木地面積			人工林率
				面積 (A) ha	比率 %	計 ha	人工林 (B) ha	天然林 ha	(B/A) %
総数				14,811	100.0	14,115	3,062	11,053	20.7
	国有林			0	0.0	0	0	0	–
	民有林			14,811	100.0	14,115	3,062	11,053	20.7
		公有林		2,323	15.7	2,272	980	1,292	42.2
			県有林	41	0.3	41	3	38	7.5
			市町村有林	2,282	15.5	2,231	977	1,254	42.8
			財産区有林	–	–	–	–	–	–
		私有林		12,488	84.3	11,842	2,081	9,761	16.7

（注） 数字は、『令和元年度山口地域森林計画書』の所有形態別森林資源表による。

（2） 不在（市町）者の森林所有面積

（単位：ha）

			私有林合計	不在（市町村）者の森林所有面積	不在（市町村）者の森林所有面積		
					計	県内	県外
実数(ha)	1980年	旧宇部市	7,974	7,574	400	341	59
		旧 楠 町	4,866	4,602	264	249	15
		合 計	12,840	12,176	664	590	74
	1990年	旧宇部市	7,786	7,242	544	344	200
		旧 楠 町	4,884	4,188	696	560	136
		合 計	12,670	11,430	1,240	904	336
	2000年	旧宇部市	7,486	7,136	350	306	44
		旧 楠 町	4,846	4,480	366	311	55
		合 計	12,332	11,616	716	617	99
構成比（%）	1980年	合 計	100	94.8	5.2	(88.9)	(11.1)
	1990年	合 計	100	90.2	9.8	(72.9)	(27.1)
	2000年	合 計	100	94.2	5.8	(86.2)	(13.8)

（注）1 数字は、『2000年世界農林業センサス 林業地域調査結果報告書（山口県）』による。
ただし、2010年世界農林業センサス以降、林業地域調査結果報告書は作成されていない。
2 年次は、最近3回の調査年次とする。
3 構成比欄の（ ）は、不在（市町村）者の森林所有面積の県内・県外比数とする。

（3） 民有林の齢級別面積

（単位：ha）

		総数	林齢級					
			1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11以上
民有林計		14,114.69	14.18	168.27	258.62	1,342.92	1,849.21	10,481.49
	人工林	3,061.66	14.18	85.29	121.63	349.05	504.21	1,987.30
	天然林	11,053.03	0.00	82.98	136.99	993.87	1,345.00	8,494.19

（注） 数字は『令和元年度山口地域森林計画書』の齢級別森林資源表（立木のみ）による。

（4） 保有山林面積規模別林家数

面積規模（ha）	林家数（戸）	面積規模（ha）	林家数（戸）	面積規模（ha）	林家数（戸）
1～5	831	20～30	14	100～500	3
5～10	126	30～50	9	500以上	－
10～20	46	50～100	5	合　計	1,034

（注） 数字は、『2010年世界農林業センサス　山口県の農林業』による。

（5） 林道の状況

区分	路線数（除軽車道）	延　長（m）	民有林森林面積（ha）	林道密度（m／ha）
国有林林道	―	―	―	―
民有林林道	11	15,175	14,934	1.02

（注） 数字は、『平成30年度山口県森林・林業統計要覧』による。

５ 市町村における林業の位置付け

（1） 産業別総生産額

（単位：百万円）

<table>
<tr><td colspan="3">総生産額（A）</td><td>651,198</td></tr>
<tr><td rowspan="5">内訳</td><td colspan="2">第1次産業</td><td>2,457</td></tr>
<tr><td></td><td>うち林業（B）</td><td>104</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2次産業</td><td>208,643</td></tr>
<tr><td></td><td>うち木材・木製品製造業（C）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次産業</td><td>433,959</td></tr>
<tr><td colspan="3">（ B ＋ C ）／ A × 100</td><td>－</td></tr>
</table>

（注） 数字は山口県統計課発表「令和元年度山口地域森林計画書」による。
総生産額は、輸入税、帰属利子を含むので、１次産業、２次産業、３次産業の和にはならない。

（2） 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額

	事業所数	従業員数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	169	9,070	4,609,986
うち木材製造業（B）	3	48	16,695
（B）／（A）×100	1.78%	0.53%	0.36%

（注） 数字は『平成３０年度　山口県工業統計調査』による。

６ 林業関係の就業状況(令和元年現在)

区　分	組合･事業者数	従　業　者　数 （人）	特 記 事 項
森 林 組 合	1	32	カルスト森林組合
生産森林組合	－	－	
素材生産業	4	34	
製　材　業	4	43	
営　林　署	－	－	
計	9	109	

（注） 数字は、宇部市農林振興課調べ

7　林業機械等設置状況（令和元年現在）

（単位：台）

種　類	所有形態別の所有数						
	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	
集材機							
ﾓﾉｹｰﾌﾞﾙ							ジグザグ集材施設
ﾘﾓｺﾝｳｲﾝﾁ							無線操縦等による木寄せ機
自走式搬機	1		1				リモコン操作の巻上げ般器
運材車	9		1	4	4		林内作業車
ﾎｲﾙﾄﾗｸﾀ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登り式
トラック	2		2				主として運材用のトラック
ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙｸﾚｰﾝ	3			3	0		グラップル式のクレーン
計	15		4	7	4		
｜高性能機械｜							
ﾌｪﾗｰﾊﾞﾝﾁｬ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							索引式集材車両
ﾌﾟﾛｾｯｻ,ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙｿｰ	1			1			枝払、玉切、集積用、自走式
ハーベスタ	2		2				伐倒、枝払、玉切、集積用、自
ファワーダ	2		2				集積式集材車両
ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ							タワー付き集材機
破砕機	3			3			移動式チップ機
グラップルソー	2		1	1			玉切、集積、積込み
計	10		5	5			

（注）　数字は、宇部市農林振興課調べ
森林組合の機械保有台数はカルスト森林組合の保有台数を記載している。

８ 林産物の生産概況

	素材	チップ	苗木	しいたけ		竹材
				生	乾	
生　産　量	m^3 －	m^3 －	千本 －	t 0.8	t 0.2	千束 －
生　産　額 （百万円）	－	－	－	0.7	0.7	－

（注）数字は、『平成30年度山口県森林・林業統計要覧』による。

宇部市森林整備計画概要図①

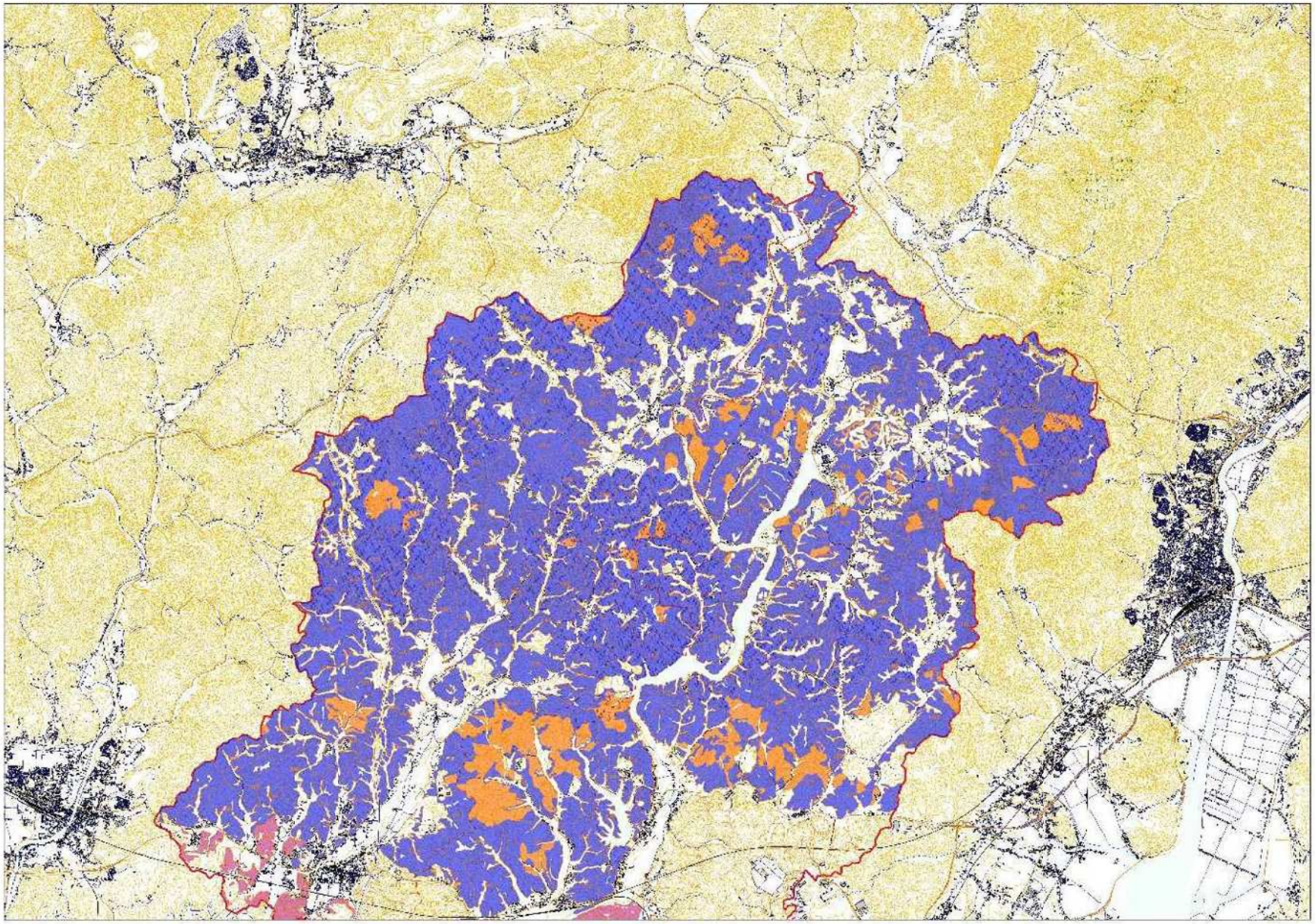

N

凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 国有林（官行造林含む）
- 林班

公益的機能別施業森林

- 快適環境
- 水源涵養
- 山地災害／土壌保全
- 木材生産
- 林道（既設）
- 国県道
- 市町村道等3.0m以上

1:25,000

図面番号 1

宇部市森林整備計画概要図①

N

凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 林班

公益的機能別施業森林

- 保健文化
- 快適環境
- 水源涵養
- 林道（既設）
- 国県道
- 市町村道等3.0m以上

1:25,000

図面番号 2

宇部市森林整備計画概要図②

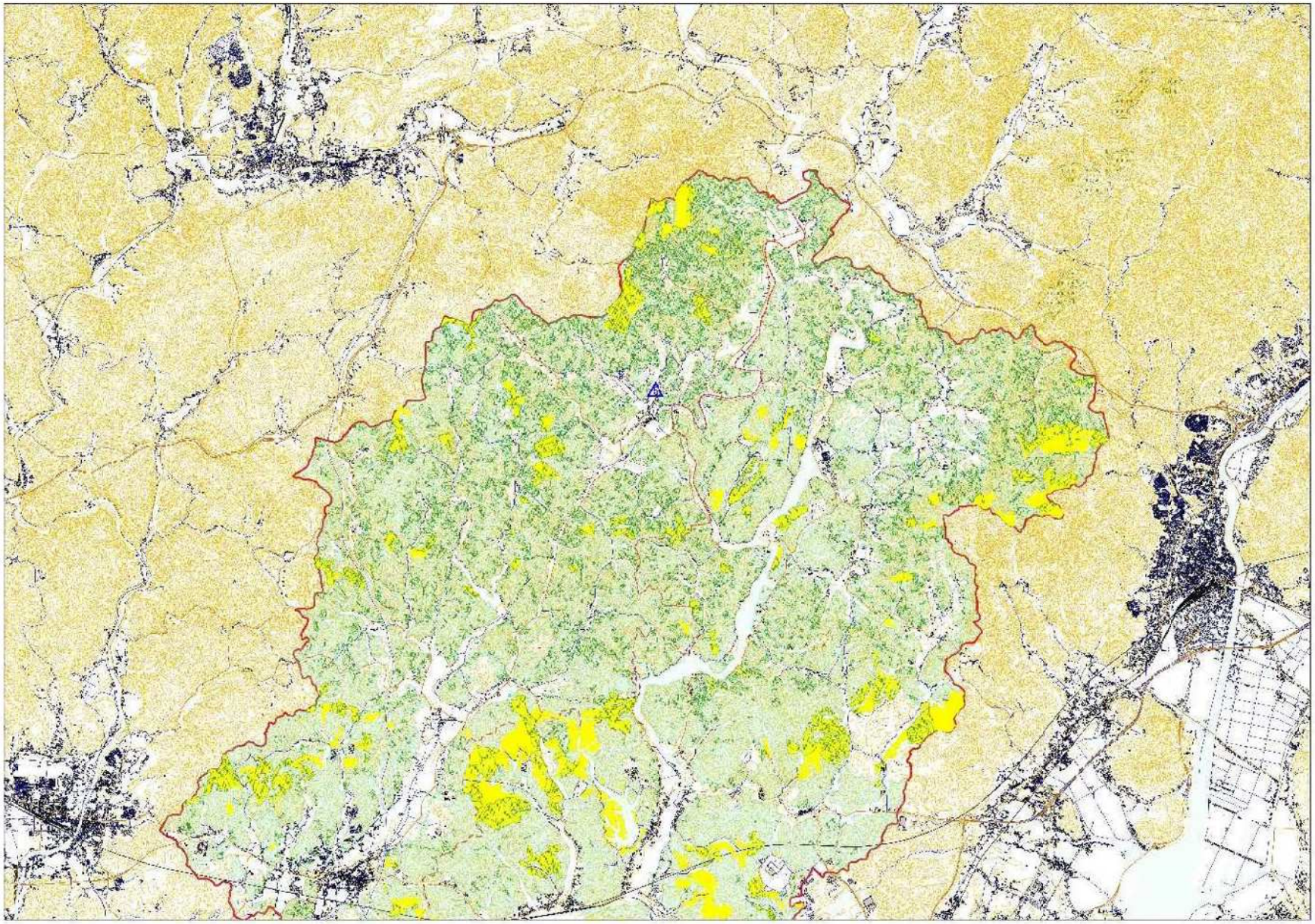

N

凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 公有林
- 国有林（官行造林含む）
- 人工林
- 鳥獣害防止森林区域
- 林道（既設）
- 国県道
- 市町村道等3.0m以上
- 林産物の生産（特用林産物）、流通、加工販売施設
- 森林の総合利用施設

1:25,000

図面番号 1

宇部市森林整備計画概要図②

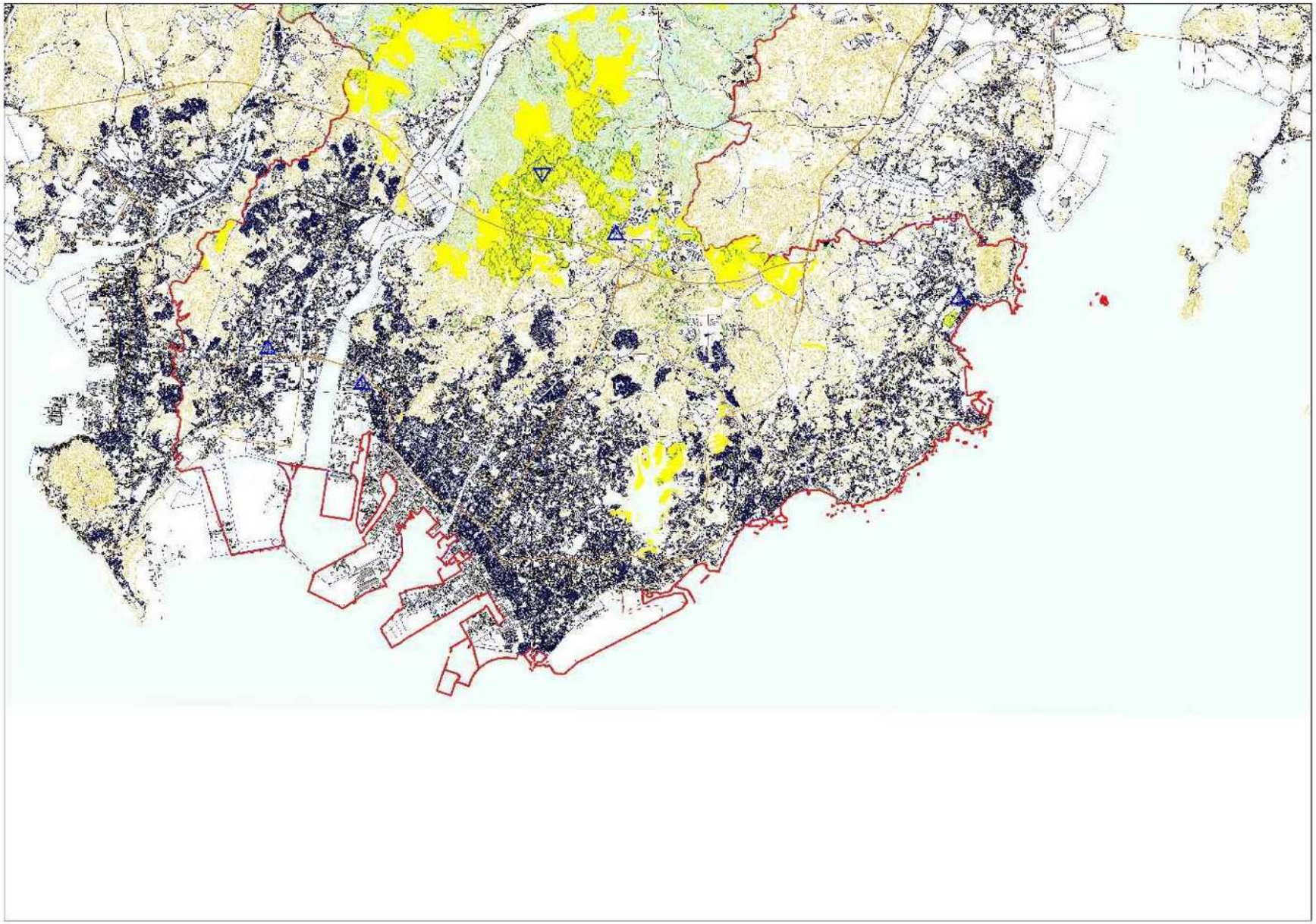

N

凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 公有林
- 人工林
- 鳥獣害防止森林区域
- 林道（既設）
- 国県道
- 市町村道等3.0m以上
- 林産物の生産（特用林産物）、流通、加工販売施設
- 森林の総合利用施設

1:25,000

図面番号 2